

広島地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税の各更正処分等取消請求事件
国側当事者・国(尾道税務署長)
平成21年11月19日棄却・控訴

判	決
原告	甲
同訴訟代理人弁護士	有田 勝浩
被告	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
処分をした行政庁	尾道税務署長
被告指定代理人	高坂 富士夫
同	池永 真
同	安藤 直人
同	沼田 美之
同	高木 幸典

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

尾道税務署長が原告に対して平成19年6月7日付けで行った下記の各処分は、いずれもこれを取り消す。

記

- (1) 原告の平成15年分の所得税の更正処分のうち、還付金の額に相当する税額が9万5360円を超え23万7600円を下回る部分及び過少申告加算税の賦課決定処分
- (2) 原告の平成16年分の所得税の更正処分のうち、還付金の額に相当する税額が9万2480円を超え23万7600円を下回る部分及び過少申告加算税の賦課決定処分
- (3) 原告の平成17年分の所得税の更正処分のうち、還付金の額に相当する税額が8万8240円を超え23万7600円を下回る部分及び過少申告加算税の賦課決定処分
- (4) 原告の平成18年分の所得税の更正処分のうち、還付金の額に相当する税額が7万1820円を超え23万7600円を下回る部分及び過少申告加算税の賦課決定処分

第2 事案の概要

原告は、尾道税務署長が原告に対して行った平成15年分ないし平成18年分の所得税の各更正処分は、各年に原告が受け取った生命保険契約に基づく特約死亡生活保障年金を雑所得として計算したため、還付金の額に相当する税額が誤って少なく算出されており違法であるとして、上記各更正処分のうち確定申告に係る還付金の額に相当する税額を下回る部分の取消し及び所得税の過少

申告加算税の賦課決定処分の取消しを求めた。

1 前提事実（証拠等を掲記しない事実は当事者間に争いがない。）

(1) 当事者等

原告は平成14年10月1日からA産婦人科に勤務している者であり、原告の夫乙（以下「乙」という。）は、同年6月3日に死亡した。

(2) 生命保険契約及び保険金の受取り等

ア 乙は、平成13年6月1日、B生命保険（以下「B生命保険」という。）との間で、自らを保険契約者及び被保険者、原告を受取人とするC保険を締結し（以下「本件保険契約」という。）、その保険料を、死亡時まで乙名義の普通預金口座から支払っていた。

本件保険契約は、保険事故（被保険者の死亡）が発生した場合、受取人に対して1350万円の死亡保険金が一括で支払われるほか、生活保障のため、受取人に対して、特約死亡生活保障年金（以下「本件年金」という。）として毎年240万円が10年間支払われるというものであった。

イ 死亡保険金の受領

平成14年6月3日に乙が死亡したため、原告は、同年7月5日、B生命保険から、死亡保険金1350万円、配当金645円及び受取利息4430円の合計1350万5075円から未払保険料2万3887円を差し引いた1348万1188円の支払を受けた。

ウ 本件年金の受領

原告は、平成14年7月8日、B生命保険から、平成14年分の本件年金240万円と利息1777円の合計240万1777円から源泉徴収税額23万7600円を差し引いた216万4177円の支払を受けた。

原告は、B生命保険から、平成15年分ないし平成18年分の本件年金として、平成15年6月3日、平成16年6月3日、平成17年6月3日及び平成18年6月5日に、それぞれ、240万円から源泉徴収税額23万7600円を差し引いた額である216万2400円を受け取った。

(3) 確定申告、更正処分等

ア 原告は、平成19年3月12日、尾道税務署長に対し、平成15年分ないし平成18年分の所得税の確定申告を行った（以下、各年分の確定申告を併せて「本件各確定申告」という。）。本件各確定申告の内容は、別紙(1)の表のうち、各年分に対応する各「確定申告」欄記載のとおりであり、いずれも、雑所得を0円、還付される税額を23万7600円とするものであった。

イ 尾道税務署長は、原告がB生命保険から受け取った平成15年分ないし平成18年分の各本件年金は雑所得に該当するとして、原告に対し、修正申告のしようを行ったが、原告はこれに応じなかった（弁論の全趣旨）。そこで、尾道税務署長は、原告に対し、平成19年6月7日付けで、別紙(1)の各「更正処分等」欄記載のとおり、平成15年分ないし平成18年分につき、所得税の更正処分（以下「本件各更正処分」という。）及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」といい、併せて「本件各処分」という。）を行った。

本件各更正処分の内容は、いずれも、本件年金から必要経費2万4000円を控除した金額である23万76000円を雑所得とするというものであった。

(4) 不服申立て

原告は、平成19年7月31日付けで本件各処分につき異議申立てを行ったが、尾道税務署長は同年10月17日付けでこれらをいずれも棄却した。

原告は、同年11月9日付けで本件各処分につき審査請求を行ったが、国税不服審判所長は平成20年4月22日付けでこれらをいずれも棄却したため、原告は、同年10月9日、本件訴訟を提起した。

(5) 法令の定め

ア 相続税法3条1項1号は、被相続人の死亡により相続人（相続を放棄した者及び相続権を失った者を含まない。）が生命保険契約の保険金を取得した場合においては、当該保険金受取人が、当該保険金のうち被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分を相続により取得したものとみなすと定めている（以下、同号所定の財産を「みなし相続財産」という。）。

イ 所得税法9条1項15号は、相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）については、所得税を課しないと定めている。

2 争点

(1) 本件各更正処分の適法性

(2) 国税通則法65条4項所定の「正当な理由」の有無

3 争点(1)（本件各更正処分の適法性）に関する当事者の主張

(1) 被告の主張

ア 本件年金の取得が所得税法9条1項15号所定の非課税所得に該当しないこと

(ア) 相続税法3条1項1号にいう「保険金」の意義

相続税法3条1項1号の趣旨は、被相続人の死亡により相続人等が取得する生命保険金は、当初から保険金請求権として受取人である相続人が契約の効果として取得するもの、すなわち保険金受取人の固有の財産と解されているので、法律上何ら手当てをしないと相続税の課税対象たる相続財産を構成しないことになるおそれが強くなるが、かかる生命保険金請求権の取得は、実質的には相続又は遺贈による財産の取得と同視すべきものである。この趣旨からすれば、これを相続又は遺贈による財産取得とみなすこととするというものである。このような趣旨からすれば、相続税法3条1項1号において実質的に相続又は遺贈による財産の取得と同視すべきものとされているのは、「保険金請求権の取得」であるから、同号にいう「保険金」は、死亡保険金（金銭）そのものではなく保険金請求権（債権）を意味するものと解するのが相当である。

また、相続税法3条1項1号の規定によって相続又は遺贈により取得したものとみなされる財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により算出される（同法22条）、その「取得の時」とは、相続の場合は、被相続人又は遺贈者の死亡の日（相続開始日）であると解されているから、同法3条1項1号の規定によるみなし相続財産は、相続開始時において現に存在する財産でなければならない。そして、生命保険契約の保険事故発生（相続開始）の時点において現に存在しているのは、あくまでも保険金請求権という権利（債権）であって、保険金という金銭そのものではない。この点からも、同号が実質的に相続又は遺贈により取得した財産と同視すべきとしているのは保険金請求権である。

原告は、相続開始日である平成14年6月3日に10年分の本件年金が確定的に発生したと主張するが、支分権とは、支給期日が到来することにより発生し、その行使によって金銭の支給を受ける権利であり、支給期日が到来する前に確定的に発生しているものではないから、原告の主張は失当である。

さらに、相続税法3条1項1号の文理をみても、同号においては、同項5号又は6号に掲げる「定期金に関する権利」が、「当該保険金」の範囲から除外されているところ、この除外規定は、同項1号にいう「当該保険金」が、本来「定期金に関する権利」などの保険金請求権（債権）を指すものであるからこそ必要となるものであって、この除外規定が存在することからしても、相続税法3条1項1号にいう「保険金」が、保険金請求権（債権）を意味していることは明らかである。

(イ) 相続人等が被相続人の死亡により生命保険契約に基づいて年金受給権を取得した場合における相続税法3条1項1号にいう「保険金」の解釈等

被相続人の死亡により、生命保険契約に基づき、相続人その他の者が年金受給権を取得した場合においては、その相続開始時に存在するのは、あくまでも基本権としての年金受給権のみであって、支分権としての受給権ははまだ発生していない。したがって、この場合には、基本権としての年金受給権こそが相続税法3条1項1号に規定する「保険金」に該当するものと解されるのであり、その後基本権に基づいて発生する支分権及びその行使として給付される個々の年金それ自体は、同号にいう「保険金」には該当しない。

個々の年金は、所得税法35条1項の雑所得となる（所得税基本通達35-1(9)、所得税法施行令183条1項参照）。

(ウ) 本件へのあてはめ

原告は、乙の死亡という保険事故が発生したことにより、平成14年から平成23年までの10年間、毎年6月3日を支払期日として、それぞれ240万円の本件年金を受け取る権利（以下「本件年金受給権」という。）を取得したものである。本件年金受給権の取得は、相続税法3条1項1号所定の「被相続人の死亡により相続人その他の者が生命保険契約…の保険金…を取得した場合」に該当する。他方、本件年金受給権により原告が毎年受け取る本件年金は、基本権たる本件年金受給権に基づき、保険事故が発生した日から10年間、毎年の応当日に発生する支分権の行使により支給された年金（金銭）であって、本件年金受給権そのものではないから、相続税法3条1項1号にいう「保険金」に該当しない。

したがって、本件年金に係る所得は、所得税法9条1項15号に掲げる非課税所得に該当しないから、所得税が課されることになる。原告は、平成15年6月3日、平成16年6月3日、平成17年6月3日及び平成18年6月5日に、B生命保険から、本件保険契約に基づき、240万円の本件年金をそれぞれ受け取っており、その必要経費2万4000円（その年に支払を受ける当該年金の額に、当該支払総額のうちに当該生命保険契約等に係る保険料又は掛け金の総額の締める割合を乗じて計算した金額）を差し引いた237万6000円が、雑所得の金額となる。

(エ) 所得税法の他の規定によっても上記解釈が裏付けられること

所得税法207条1号が、同法76条3項1号に掲げる契約（生存又は死亡に基因して一定額の保険金が支払われるもので、当該契約に基づく保険金、年金等の受取人のすべて

をその保険料等の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするもの)に基づく年金の支払をする者は、その支払の際、その年金について所得税を源泉徴収しなければならないと規定しているように、所得税法の他の規定においても、生命保険契約に基づく死亡保険金として支払われる年金に対する所得税の課税が予定されている。

また、所得税法9条1項3号ロは、「遺族の受ける恩給及び年金(死亡した者の勤務に基づいて支給されたものに限る。)」につき、同項15号とは別に非課税規定を設けている。死亡者の遺族が受ける年金のうちいわゆる企業年金に係る年金受給権は、相続税法3条1項2号ないし6号により相続税の課税対象とされ、他方、遺族が毎年受領する年金は、所得税法9条1項3号ロにより所得税が非課税となっているが、仮に本件年金のような生命保険契約に基づく死亡保険金として支払われる年金が、年金受給権と実質的・経済的に同一の財産と評価されるとの理由で同条項15号により非課税所得とされるのであれば、企業年金制度に基づく年金も、その受給権と実質的・経済的に同一のものということになって、同号により非課税所得とされることになるはずであり、企業年金について、あえて同条項3号ロの規定を設ける必要はなかったということになる。それにもかかわらず、当該規定が設けられていることからすれば、所得税法が、生命保険契約に基づく死亡保険金として支払われる年金が同条項15号により非課税所得となるとの考えを採っていないことは明らかである。

(オ) 二重課税の点

所得税法9条1項15号は、あくまでも、相続税又は贈与税の課税対象となる財産の取得自体について、相続税又は贈与税と所得税の二重課税が生じることを排除するため、当該所得には所得税を課さないという趣旨の規定にとどまるのであり、「実質的・経済的」な二重課税なるものを排除することを目的として、相続税又は贈与税の課税対象となる財産とは法的に異なる財産の取得に対して所得税を課すことを禁止する趣旨の規定ではない。

例えば、居住者が財産を相続により取得した直後に譲渡した場合には、当該財産が相続税の課税対象となり、その価額(時価)が当該相続人の相続税の課税価格に算入される一方(相続税法2条、2条の2、11条以下、21条以下)、当該財産の譲渡に係る一定の譲渡益、すなわち被相続人による取得時以降の保有期間中の増加益については、当該相続人に対し、譲渡所得として所得税が課される(所得税法33条、60条)。上記増加益は、当該財産(時価)に含まれているから、仮に「実質的・経済的」に同一の財産の取得に対して相続税又は贈与税と所得税を二重に課すことが所得税法9条1項15号の規定により許されないのであれば、上記増加益分については「実質的・経済的」に同一の財産に対して相続税と所得税を二重に課税していることになるから、同号により非課税所得となるはずである。しかし、所得税法60条1項は、上記増加益について譲渡所得課税を行うことを予定しているのであり(最高裁平成17年2月1日第三小法廷判決・判例時報1893号17頁参照)、このような規定が存在する以上、所得税法が、「実質的・経済的」に同一の財産に相続税又は贈与税と所得税を課すことを禁止しているとは考えられない。

また、所得税法が、「実質的・経済的」な観点から二重課税と評価できるか否かを個別具体的に判断するという法的安定性を害しかねない考え方を採っているものとは到底解し難いというべきである。

本件年金受給権は、乙の死亡に基因して生じた基本権たる権利であり、本件年金は本件年金受給権に基づいて発生する支分権の行使として受け取る金銭であって本件年金受給権とは法的に異なるものであるところ、本件年金受給権は、相続時に、相続により移転したものとみなされて相続税の課税対象とされ、本件年金は、相続後、原告が本件年金受給権に基づき本件年金を実際に受け取った際に、乙が払い込んだ保険料を上回る部分の所得が実現したとして原告に所得税が課税されるものであるから、二重課税には当たらない。

(カ) その他原告の主張について

原告は、本件各更正処分が相続税基本通達3-6(甲5)に反すると主張する。しかし、同通達3-6にいう「保険金」とは、相続税法3条1項1号の解釈と同じく、金銭そのものではなく、相続開始時において存在する基本権としての年金受給権等を指すものであるから、原告の主張は失当である。広島国税局作成の資料(甲6)の「保険金」についても同様である。

上記通達3-6は、相続税法3条1項1号所定の「保険金」には、一時金により支払を受けるもの(生命保険請求権)のほか、年金の方法により支払を受けるもの(年金受給権)も含まれることを留意的に明らかにしたものであり、広島国税局作成の資料(甲6)も、保険料負担者の死亡により受け取る生命保険金(生命保険請求権及び年金受給権)が、相続又は遺贈により取得したとみなされることを説明した資料であるから、個々の年金自体が相続又は遺贈により取得したものとみなされる旨を示したものではない。

イ 総額主義の観点から適法であること

仮に原告が取得した本件年金が所得税法9条1項15号所定の非課税所得に当たるとしても、以下のとおり、本件各更正処分は、総額主義の観点からなお適法というべきである。

(ア) 本件年金については、B生命保険が、原告への支払をするに際し、23万7600円の所得税を源泉徴収している。そして、本件各更正処分においても、尾道税務署長は、所得税法120条1項5号、6号、138条の規定に基づき、算出所得税額から定率減税額及び源泉徴収税額を控除し、控除しきれなかった金額に相当する所得税を還付することとしている。

(イ) ところで、仮に本件年金に係る所得が所得税法9条1項15号所定の非課税所得に当たるとした場合、上記(ア)のB生命保険による源泉徴収自体が誤りであったことになるが、このような場合、原告は、平成15年分ないし平成18年分の所得税の確定申告において、支払者であるB生命保険が誤って徴収した金額(各年分とも23万7600円)を当該所得税の額から控除し、又は誤徴収税額の全部若しくは一部の還付を受けることはできないというべきである(最高裁平成4年2月18日第三小法廷判決・民集46巻2号77頁参照)。

そこで、仮に本件年金に係る所得が所得税法9条1項15号所定の非課税所得に当たるとした場合、原告の平成15年分ないし平成18年分の所得税について納付すべき税額を計算すると、別紙(2)の表の各欄記載のとおり、各年分とも納付すべき税額(還付を受けるべき税額)が0円となる。他方、本件各更正処分により確定された税額(還付を受けるべき金額)は、別紙(3)の表の各⑭欄記載の金額となり、本件年金に係る所得が非課税所得に当たるとした場合に算出される税額である0円を上回らないことになる。

したがって、仮に本件年金に係る所得が非課税所得に当たるとした場合でも、結局、本件各更正処分は、総額主義の観点から適法となる(上記最高裁平成4年2月18日第三小

法廷判決参照)。

(2) 原告の主張

ア 相続税法3条1項1号の「保険金」の解釈

(ア) 相続税法3条1項1号の文言を素直に解釈すれば、年金の方法により支払を受けた保険金という金銭は、同号にいう「保険金」に当たるといふべきである。被告の主張する法解釈は、文理からかけ離れている。

被告は、相続税法3条1項1号の規定によるみなし相続財産は、相続開始時において現に存在する財産でなければならないと主張するが、相続税法の条文上、保険金の取得時期は何ら要件とされていないし、仮にそのような立場にたったとしても、本件年金に係る年金証書(甲7)において年金基金設定日及び第1回年金支払日がいずれも相続開始日である平成14年6月3日とされているとおり、10年分の年金が同日に確定的に発生しているのであり、単にその履行日が毎年6月3日であるにすぎないから、この点でも被告の主張は失当である。

(イ) 通達や広島国税局作成の資料の記載内容

相続税法基本通達3-6には、「法3条1項1号により相続又は遺贈により取得したものとみなされる保険金には、一時金により支払を受けるもののほか、年金の方法により支払を受けるものも含まれる」とある(甲5)。これは、上記(ア)の解釈を裏付けるものであるし、本件各更正処分は、上記通達に違反するものといえる。

また、広島国税局作成の「確定申告で誤りやすい事項」と題する資料(甲6)には、生命保険金を受け取った場合の課税関係のフローチャートがあるが、これによると、被保険者の死亡を原因とし、受取人が保険料を負担しておらず、保険料負担者の死亡による受取りの場合には、相続又は遺贈とみなされ、相続税の対象となると記載されている。同フローチャートには、保険料を受取人が負担していた場合の処理項目の中に、年金形式による受取りであるか否かという項目があり、同フローチャートは、年金形式による受給も想定して作成されたものであるといえるから、相続又は遺贈の対象とされる「受取人が保険料を負担しておらず、保険料負担者の死亡による受取りの場合」とは、年金形式による個々の受取りを前提としたものといふべきである。

(ウ) 二重課税

被告主張の解釈によれば、実質的・経済的には同一の財産に対し、二重に課税を行う結果を招来することとなり、これは、所得税法9条1項15号の趣旨に照らし、許されないといふべきである。

被告は、原告が相続によって取得するのは基本権たる本件年金受給権であり、その後支給される年金は支分権の行使によるものであって、両者は異なるものであると主張するが、基本権たる年金受給権は債権であり、年金の支払はその債権の行使にすぎないといふべきであるから、両者を別のものとしてそれぞれに課税することは所得税法9条1項15号に反するものである。

(エ) 死亡時に年金を一括して一時金で受け取れば、それは相続税法3条1項1号のみなし相続財産となり、相続税の課税対象となるかわりに所得税は課税されないのが一般的な取扱いである。原告は、将来の生活資金のことを考え、年金形式による方法で受け取ることとしたが、被告の主張する解釈によった場合、受取りの方式が異なるだけで所得税が課税

されるか否かが異なることになり、正義・公平の理念に反する。

イ 総額主義に関する主張について

総額主義の観点から本件各更正処分が適法であるとの被告の主張は争う。

4 争点(2) (国税通則法 6 5 条 4 項所定の「正当な理由」の有無)に関する当事者の主張

(1) 原告の主張

上記 3 (2) ア(イ)のとおり、広島国税局作成の資料(甲 6)には、被保険者の死亡を原因とし、受取人が保険料を負担しておらず、保険料負担者の死亡により「生命保険金」を受け取った場合には、相続又は遺贈とみなされ、相続税の対象となると記載されており、原告の本件各確定申告は、この記載に従ったものである。これに加え、被告の相続税法 3 条 1 項 1 号の解釈の難解性、予測困難性を考慮すれば、国税通則法 6 5 条 4 項所定の「正当な理由」があるというべきである。

(2) 被告の主張

国税通則法 6 5 条 4 項所定の「正当な理由」があるとの主張は争う。

上記 3 (1) で述べたとおり本件各更正処分は適法であり、かつ、本件各更正処分により納付すべき税額について、その計算の基礎となった事実のうち本件各更正処分前の納付すべき税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には該当しないから、同条 1 項及び 2 項に基づく本件各賦課決定処分は適法である。

第 3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件各更正処分の適法性) について

(1) 法解釈

ア 相続税とは、人の死亡によって財産が移転する機会にその財産に対して課されるものであるところ、相続税法 3 条 1 項の趣旨は、法的には相続又は遺贈によって移転した財産とはいえないが、人の死亡を基因として取得した財産について、課税の公平を保持する観点から、これを相続税の対象とするところにあると解される。

イ 本件保険契約のように、被相続人を保険契約者及び被保険者とし、相続人その他の者を保険金受取人とする生命保険契約で、被相続人が保険料を負担し、保険金受取人が死亡保険金を年金形式で受け取る場合、保険金受取人は、被相続人の死亡により、生命保険契約の効果として、その死亡時に、年金形式により死亡保険金を受領する権利を取得する。したがって、このような場合、相続税法 3 条 1 項 1 号により、保険金受取人が取得したとみなされるのは、被告が主張するように、基本権である年金受給権であると解される。

他方、保険金受取人は、その後、年金形式で保険金を受け取ることになるが、その金銭である保険金は被相続人の死亡時点では存在していないものであるから、当該保険金自体を相続税法 3 条 1 項 1 号によるみなし相続財産と解することはできない。

なお、相続税法 3 条 1 項 1 号は、みなし相続財産となるのは「保険金」と規定するが、同号にいう「保険金」は、文言上も金銭に限定されるものではなく、債権を含むと解するのが相当である。

以上によれば、原告は、被相続人の死亡により、本件年金受給権を取得したものとみなされることになる。

ウ そこで、次に、原告が取得した本件年金に所得税を課税することが、所得税法 9 条 1 項(15号)に反するか否かにつき判断する。

(ア) 上記のとおり、相続税法3条1項1号により、本件年金受給権は相続税の対象とされるから、本件年金が本件年金受給権と法的に同一のものであれば、本件年金に所得税を課税することは、所得税法9条1項(15号)に反し、許されないことになる。

しかしながら、上記のとおり、本件年金受給権は債権であるのに対し、本件年金は金銭であり、法的に異なるものであることは明らかである。また、本件年金受給権は、被相続人の死亡により直ちに発生するのに対し、本件年金は、支給時期が到来する都度発生するものであることも、両者が法的に異なるものであることを示すものである。

なお、原告は、本件年金は、債権である本件年金受給権の行使によって支払われたものにすぎず、本件年金受給権と同一のものであるとの趣旨の主張をするが、本件年金は、上記のとおり、支給時期が到来するまでは発生していないと解すべきものであるから、原告の上記主張は採用できない。

(イ) 相続税の課税対象となる定期金に関する権利の評価は、年額に期間を乗じた額(支給総額)に期間に応じた割合を乗じることとされており(相続税法24条1項)、年金により支払を受ける生命保険金についてもその方法によることとされている(相続税法基本通達(乙15)24-3、同通達24-1)。(これによれば、本件年金受給権の価額は、年額である240万円に期間である10年を乗じた額の100分の60(1440万円)となる。)

このようにして算定された価額は、将来にわたって受け取る各年金を当該取得時の現価に引き直した近似値と考えられるから、本件年金受給権と本件年金は、実質的・経済的に同一の財産と評価される可能性は否定できない。しかし、「実質的・経済的に同一の財産」との基準はあいまいであり、所得税法9条1項15号が「実質的・経済的に同一の財産」についてまで相続税又は贈与税と所得税を課すことを禁止していると解するのは、租税法の解釈における法的安定性を害するものといわざるを得ない。以上の点からすれば、上記解釈を取ることはできないというべきである。

エ 以上のような解釈は、その他の法の規定からも裏付けられるところである。

(ア) 所得税法207条1号は、居住者(同法2条1項3号)に対し国内において同法76条3項1号から4号までに掲げる契約等に基づく年金の支払をする者は、その支払の際、その年金について所得税を徴収し、これを国に納付しなければならないと定めており、同法76条3項1号は、生命保険契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金が支払われるもので、当該契約に基づく保険金、年金等の受取人のすべてをその保険料等の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするものを掲げている。すなわち、居住者に対し所定の生命保険契約に基づく死亡保険金として年金の支払をする者は、所得税法上、その支払の際、その年金について所得税を源泉徴収することが義務付けられており、所得税法は、本件年金のように、生命保険契約に基づく死亡保険金として支払われる年金について、所得税の課税を予定しているものといえることができる。

(イ) また、被告が上記第2「3」(1)ア(オ)で指摘するように、居住者が相続によって財産を取得した後に譲渡した場合、当該財産の全部が相続税の課税対象になるとともに、被相続人が所有していた期間の増加益は、実質的・経済的には相続税の課税対象となる相続開始時の時価に含まれるにもかかわらず、所得税法60条1項が所得税の課税対象としている。この規定も、実質的・経済的に同一の財産について、相続税と所得税の両方を課税

することを法が許容していることを示すものと解される。

オ 原告は、通達（甲５）や広島国税局作成の資料（甲６）のフローチャートの各記載について言及するが、これらの記載は、個々の年金そのものではなく年金受給権が相続税法３条１項１号にいう「保険金」に当たるとの上記解釈に反するものとはいえないから、これらの記載があることは、上記解釈を左右しない。

また、原告は、死亡時に年金を一括して受け取った場合との不均衡についても主張するが、受取りの形式は受給者の選択の結果であるから、一括して受け取った場合とで取扱いが異なるとしても、そのことをもって本件年金に対する所得税の課税が違法となるとはいえない。

(2) 本件各更正処分の適法性

上記(1)によれば、原告の平成１５年分ないし平成１８年分の所得税額を算出するに当たっては、本件年金を雑所得として計算するのが相当である。

そして、前記前提事実、証拠（甲３の(1)ないし(4)、４の(1)ないし(4)）及び弁論の全趣旨によれば、原告の平成１５年分ないし平成１８年分の所得金額、所得控除の額、所得税額、定率減税額、源泉徴収税額、納付すべき税額（還付金の額に相当する税額）、既に納付した税額（還付金の額に相当する税額）及び差引納付すべき税額は、それぞれ、別紙(3)の各年欄に記載のとおりとなると認められる。

したがって、本件各更正処分は適法である。

2 争点(2)（国税通則法６５条４項所定の「正当な理由」の有無）について

(1) 過少申告加算税は、過少申告による納税義務違反の事実があれば、原則としてその違反者に対して課されるものであり、これによって、当初から適正に申告し納税した納税者との間の客観的不公平の実質的な是正を図るとともに、過少申告による納税義務違反の発生を防止し、適正な申告納税の実現を図り、もって納税の実を挙げようとする行政上の措置である。したがって、国税通則法６５条４項所定の「正当な理由」とは、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、上記のような過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になる場合をいうものと解するのが相当である（最高裁平成１８年４月２０日第一小法廷判決・民集６０巻４号１６１１頁参照）。

(2) 以下、本件について検討するに、原告は、広島国税局作成の資料の記載を根拠に、上記「正当な理由」があると主張するところ、同資料には、「生命保険金を受け取った場合の課税関係」と題するフローチャートがあり、ここには、被保険者の死亡を原因とする場合で、受取人が保険料を負担しておらず、保険料負担者の死亡による受取りの場合には、相続又は遺贈とみなされ、相続税の対象となると記載されていることが認められる（甲６）。もっとも、年金形式で生命保険金を受け取る場合の相続税法３条１項１号にいう「保険金」の解釈は上記１で述べたとおりであり、上記記載は、相続税の対象となるのが年金受給権であり個々の年金でないことと明示するものではないが、上記解釈に反する記載とまではいえない。そうすると、上記記載があるからといって、真に納税者の責めに帰することのできない客観的な事情があり、過少申告加算税の趣旨に照らしてもなお納税者に過少申告加算税を賦課することが不当又は酷になるとはいえないというべきである。

また、原告は、法解釈の難解性、予測困難性についても主張するが、所得税法２０７条１号、同法７６条３項によれば、所得税法は本件年金のように生命保険契約に基づき死亡保険金を年金で受領するような場合、当該年金につき所得税を課すことを予定しているといえるし、所得

税法施行令183条1項も、生命保険契約等に基づく年金につき、これを雑所得として所得税を課すことを前提としている上、所得税基本通達35-1(9)は、雑所得に当たるものとして生命保険契約等に基づく年金を掲げている(乙14)。以上の点に照らせば、本件年金につき所得税が課されるとの法解釈が、解釈として難解であるとか、予測困難であるということとはできないというべきである。

したがって、本件において、上記「正当な理由」があるとは認められない。

(3) よって、本件各賦課決定処分は適法である。

3 結論

以上によれば、本件各処分はいずれも適法であり原告の請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民訴法61条を適用して、主文のとおり判決する。

広島地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 金村 敏彦

裁判官 福田 修久

裁判官 三貫納 有子

(別紙(1))

(別表) 本件訴訟に至る経緯及び内容

(単位:円)

No.	区分	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分		
①	確定申告 (平成19年3月12日)	総所得金額	1,337,600	1,533,600	1,701,600	1,732,400	
		内 訳	給与所得	1,337,600	1,533,600	1,701,600	1,732,400
			雑所得	—	—	—	—
		所得控除額計	1,935,474	2,094,655	2,210,216	2,266,352	
		内 訳	社会保険料控除	15,474	174,655	290,216	346,352
			生命保険料控除	50,000	50,000	50,000	50,000
			寡婦控除	350,000	350,000	350,000	350,000
			扶養控除	1,140,000	1,140,000	1,140,000	1,140,000
			基礎控除	380,000	380,000	380,000	380,000
		課税される総所得金額	0	0	0	0	
		算出税額	0	0	0	0	
		定率減税額	0	0	0	0	
		源泉徴収税額	237,600	237,600	237,600	237,600	
		申告納税額(還付される税額)	▲237,600	▲237,600	▲237,600	▲237,600	
②	更正処分等 (平成19年6月7日)	総所得金額	3,713,600	3,909,600	4,077,600	4,108,400	
		内 訳	給与所得	1,337,600	1,533,600	1,701,600	1,732,400
			雑所得	2,376,000	2,376,000	2,376,000	2,376,000
		所得控除額計	1,935,474	2,094,655	2,210,216	2,266,352	
		内 訳	社会保険料控除	15,474	174,655	290,216	346,352
			生命保険料控除	50,000	50,000	50,000	50,000
			寡婦控除	350,000	350,000	350,000	350,000
			扶養控除	1,140,000	1,140,000	1,140,000	1,140,000
			基礎控除	380,000	380,000	380,000	380,000
		課税される総所得金額	1,778,000	1,814,000	1,867,000	1,842,000	
		算出税額	177,800	181,400	186,700	184,200	
		定率減税額	35,560	36,280	37,340	18,420	
		源泉徴収税額	237,600	237,600	237,600	237,600	
		申告納税額(還付される税額)	▲95,360	▲92,480	▲88,240	▲71,820	
既に納付した申告納税額	▲237,600	▲237,600	▲237,600	▲237,600			
差引納付すべき税額	142,200	145,100	149,300	165,700			
過少申告加算税の額	14,000	14,000	14,000	16,000			
③	異議申立て(平成19年7月31日)	原処分の全部の取消しを求める					
④	異議決定(平成19年10月17日)	棄却					
⑤	審査請求(平成19年11月9日)	原処分の全部の取消しを求める					
⑥	裁決(平成20年4月22日)	棄却					

(別紙(2))

○仮に、本件年金が非課税所得に該当した場合の納付すべき税額（還付に相当する額）

(単位：円)

区分		年度	平成15年分	平成16年分	平成17年分	平成18年分
所得金額	給与所得の金額	①	円 1,337,600	1,533,600	円 1,701,600	円 1,732,400
	雑所得の金額	②	0	0	0	0
	総所得金額(①+②)	③	1,337,600	1,533,600	1,701,600	1,732,400
所得控除の額	社会保険料控除	④	15,474	174,655	290,216	290,216
	生命保険料控除	⑤	50,000	50,000	50,000	50,000
	寡婦控除	⑥	350,000	350,000	350,000	350,000
	扶養控除	⑦	1,140,000	1,140,000	1,140,000	1,140,000
	基礎控除	⑧	380,000	380,000	380,000	380,000
	合計(④～⑧の計)	⑨	1,935,474	2,094,655	2,210,216	2,210,216
課税総所得金額(③-⑨)		⑩	0	0	0	0
⑩に対する算出所得税額		⑪	0	0	0	0
定率減税額		⑫	0	0	0	0
源泉徴収税額		⑬	0	0	0	0
納付すべき税額(⑪-⑫-⑬) (還付金の額に相当する税額)		⑭	0	0	0	0
納付すべき税額(確定申告額) (還付金の額に相当する税額)		⑮	▲237,600	▲237,600	▲237,600	▲237,600
納付すべき税額(更正処分額) (還付金の額に相当する税額)		⑯	▲95,360	▲92,480	▲88,240	▲71,820

(別紙(3))

(単位：円)

区分		年度	平成15年分 (A)	平成16年分 (B)	平成17年分 (C)	平成18年分 (D)
所得金額	給与所得の金額	①	円 1,337,600	円 1,533,600	円 1,701,600	円 1,732,400
	雑所得の金額	②	2,376,000	2,376,000	2,376,000	2,376,000
	総所得金額(①+②)	③	3,713,600	3,909,600	4,077,600	4,108,400
所得控除の額	社会保険料控除	④	15,474	174,655	290,216	346,352
	生命保険料控除	⑤	50,000	50,000	50,000	50,000
	寡婦控除	⑥	350,000	350,000	350,000	350,000
	扶養控除	⑦	1,140,000	1,140,000	1,140,000	1,140,000
	基礎控除	⑧	380,000	380,000	380,000	380,000
	合計(④～⑧の計)	⑨	1,935,474	2,094,655	2,210,216	2,266,352
課税総所得金額(③-⑨)		⑩	1,778,000	1,814,000	1,867,000	1,842,000
⑩に対する算出所得税額		⑪	177,800	181,400	186,700	184,200
定率減税額		⑫	35,560	36,280	37,340	18,420
源泉徴収税額		⑬	237,600	237,600	237,600	237,600
納付すべき税額(⑪-⑫-⑬) (還付金の額に相当する税額)		⑭	▲95,360	▲92,480	▲88,240	▲71,820
既に納付した税額 (還付金の額に相当する税額)		⑮	▲237,600	▲237,600	▲237,600	▲237,600
差引納付すべき税額(⑭-⑮)		⑯	142,200	145,100	149,300	165,700